

公会堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 47 号

公会堂条例の一部を改正する条例

公会堂条例（平成 17 年岩手県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後									
別表第 1（第 4 条関係）								別表第 1（第 4 条関係）									
施設名	大ホール 11号室 12号室 13号室 14号室 15号室 16号室 17号室 18号室 21号室 22号室 23号室 24号室 25号室 26号室 特別室 応接室							施設名	大ホール 11号室 12号室 13号室 14号室 15号室 16号室 17号室 18号室 21号室 22号室 23号室 24号室 25号室 26号室 特別室 応接室 接室 <u>ギャラリー</u>								
別表第 2（第 8 条関係）								別表第 2（第 8 条関係）									
区分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の 上限額	附属の 設備の 利用料 金の上 限額	区分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の 上限額	附属の 設備の 利用料 金の上 限額
	9 時 から 12 時 まで	13 時 から 17 時 まで	17 時 30 分 から 21 時 30 分 まで	9 時 から 17 時 まで	13 時 から 21 時 30 分 まで	9 時 から 21 時 30 分 まで				9 時 から 17 時 まで	13 時 から 21 時 30 分 まで	9 時 から 21 時 30 分 まで	9 時 から 17 時 まで	13 時 から 21 時 30 分 まで	9 時 から 21 時 30 分 まで		
[略]							1 暖房料	[略]	[略]							1 暖房料（ <u>ギヤラリー</u> を 使用する場合を 除く。）	[略]
応接室	[略]						暖房を使用 する期間にお いては、普通利 用料金の額の	[略]	応接室	[略]						暖房を使用 する期間にお いては、普通利 用料金の額の	
									<u>ギヤ ラリー</u>	730	1,070	1,460	1,800	1,900	2,280		

		5割(特別室及び応接室については、1割)に相当する額 2～4 [略]	
--	--	---------------------------------------	--

備考 [略]

		5割(特別室及び応接室については、1割)に相当する額 2～4 [略]	
--	--	---------------------------------------	--

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。